

令和 元年 6月24日  
決定

## 第1章 総則

### (設立趣旨)

第1条 本会は、平成元年から30年間にわたり多くの再生自転車を海外の開発途上国に譲与し、国際貢献に寄与してきた「再生自転車海外譲与自治体連絡会」を前身とし、その活動意義を引継ぎ賛同する地方自治体等により発足するものである。

### (目的)

第2条 本会は、地方自治体の放置自転車対策の結果発生する良質車の有効活用策の一つとして、点検整備された当該良質車を「再生自転車」として、開発途上国に無償譲与し、当該国の保健医療従事者等の交通手段として利用することにより、当該国での保健福祉の向上・増進を希求し、国際協力に寄与することを目的とする。

### (名称)

第3条 本会は、再生自転車海外譲与自治体協議会といい、本会の名称を英文で表記する場合は、Municipal Coordinating Committee for Overseas Bicycle Assistance（略称「MCCOBA」、略称の発音「ムコーバ」）という。

### (組織)

第4条 本会の会員は、別表の地方自治体及び公益財団法人ジョイセフ（以下「ジョイセフ」という。）をもって組織する。

### (活動)

第5条 本会は、第2条に規定する目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 再生自転車の点検整備基準及び出荷手続きの統一的取扱いに関すること。
- (2) 出荷先国、出荷台数及び出荷時期の調整に関すること。
- (3) ジョイセフを通じて再生自転車を海外に出荷すること。
- (4) その他本会の目的を達成するために必要な活動に関すること。

(事務局及び会計事務)

第6条 本会の事務局は、会長の地方自治体に置く。

2 本会の会計事務は、ジョイセフが担当する。

## 第2章 役員

(役員)

第7条 本会に次の役員を置く。

- |         |    |
|---------|----|
| (1) 会 長 | 1名 |
| (2) 副会長 | 1名 |
| (3) 監 事 | 1名 |

(役員を選任)

第8条 会長及び副会長は、総会において別表の中から互選する。

2 監事の選任方法は、総会に諮って会長がこれを定める。

(役員の仕事)

第9条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を総理する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- (3) 監事は、会計の監査にあたる。

(役員の仕事)

第10条 役員の仕事は1年とする。ただし再任を妨げない。

2 補欠による役員の仕事は、前任者の残任期間とする。

(事務執行幹事)

第11条 本会の事業の執行を適正に行うため、事務執行幹事を置く。

2 事務執行幹事は、ジョイセフをもって充てる。

3 事務執行幹事は、事業の執行にかかる国内調整、海外調整並びに出荷にかかる各種手続き等の業務を統括する。

## 第3章 総会

(総会の開催)

第12条 総会は、通常総会及び臨時総会とし、会長がこれを招集する。

- 2 通常総会は、毎年1回とし、臨時総会は会長が必要と認めるときに開催する。
- 3 総会の議長は会長があたる。

(議決)

第13条 総会は、重要案件を議決または承認する。

- 2 総会の議決は、出席会員の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 3 総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面等をもって表決することができる。その場合、その会員は出席したものとみなす。

#### 第4章 事業及び会計

(事業計画)

第14条 各年度の事業計画は、総会で議決するものとする。

(事業の実施)

第15条 総会で議決された事業の実施にあたっては、会員相互の協力のもと実施する。

(会計年度)

第16条 本会の会計年度は、毎年7月1日に始まり、翌年6月30日に終わる。

(予算の議決)

第17条 本会の各年度の予算は、総会で議決するものとする。

(決算の認定)

第18条 本会の決算は、総会に報告し承認を得るものとする。

(経費)

第19条 本会の経費（出荷に係わる費用を含む。）は、地方自治体の分担金、寄付金その他の収入をもってこれに充てる。

- 2 分担金は、1会計年度につき1自治体100万円とする。ただし、予算の状況により総会の議決を経て10万円単位で減額することができる。
- 3 分担金の納入期日は、原則として当該年度の8月31日限りとする。

## 第5章 その他

### (入会)

第20条 新たに入会する地方自治体等は、入会届を会長に提出するものとする。

- 2 入会届が提出された場合、会長は速やかに会員に報告し、会員全員の同意を得ることにより、加入手続きを完了したものとする。
- 3 新たに入会した地方自治体等は、会計年度途中であったとしても、第19条第2項の分担金を指定する期日までに納めなければならない。ただし、4月1日から6月30日の期間内に入会した地方自治体等は、翌会計年度から分担金を徴収するものとする。

### (退会)

第21条 本会を退会する地方自治体等は、退会届を会長に提出するものとし、会長の受理をもって退会手続きが完了する。

- 2 退会届が提出された場合、会長は速やかに会員に報告しなければならない。
- 3 年度途中であっても退会する地方自治体等への分担金の返還は行わない。

### (規約の改正等)

第22条 規約の改正及び本会の解散については、当該案件を付議する総会において議決する。

- 2 規約の改正にあつては、出席者の3分の2以上の同意とする。
- 3 本会の解散にあつては、出席者全員の同意を得なければならない。
- 4 ただし、新たに加盟または退会する地方自治体等を加除するために行う規約別表の改正は、会長がこれを行うことができる。

### 附則

- 1 この規約は、令和元年7月1日から施行する。
- 2 第19条第3項に定める分担金の令和元年度の納付期日は10月末日までとする。

別表

地方自治体
大田区
さいたま市
世田谷区